

## 家主・不動産会社の皆様へ

### 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度が創設されました。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を、県または政令市に登録する制度です。登録された住宅の情報は、ホームページ等で公表され、要配慮者等が情報を確認できます。また、登録された住宅の改修には国からの補助金が受けられます。



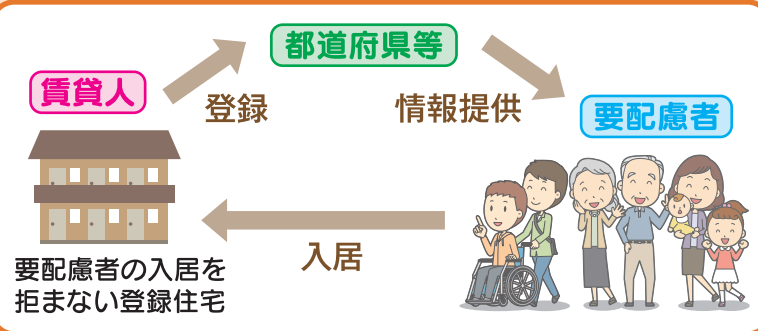
#### 住宅登録要件

#### 住宅確保要配慮者の範囲

- 高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、被災者世帯、低所得世帯（月収158,000円以下）
- 外国人世帯、DV被害者など（詳しくは協議会HPへ）

#### 登録基準

- 戸あたり床面積が原則25㎡以上（シェアハウスの場合は別途基準あり）
- 消防法・建築基準法等に適合するもの（耐震性能を有すること）
- 便所（各戸に必須）、台所・収納設備・浴室またはシャワー室（共用可）
- ほか、家賃要件など



#### 登録窓口

- 新潟市内の物件 新潟市建築部住環境政策課 TEL.025-226-2813
- 新潟市以外の新潟県内の物件 新潟県土木部都市局建築住宅課 TEL.025-280-5442

#### 登録住宅に対する改修費補助 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅化(\*)が補助要件

\*住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録期間が10年以上であること

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	国1/3(国直接補助・限度額50~100万円/戸)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準について一定要件あり

【お問合せ先】  
 スマートウェルネス住宅等推進事業室  
<http://snj-sw.jp/>  
 TEL.03-6265-4905

## 新潟県居住支援協議会

住まいにお困りの方の相談を受け、住まい探しをサポートすることにより、民間賃貸住宅などへの円滑な入居の橋渡しをすることを目的として、2013年8月に設立されました。

#### 新潟県居住支援協議会構成メンバー

##### 不動産関係団体

- 公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人 全日本不動産協会新潟県本部
- 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会新潟県支部(事務局)
- 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会新潟県支部
- 新潟県住宅供給公社

**居住支援団体** 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

**居住支援法人** NPO法人 自立支援ネットにいがた

##### 地方公共団体

- 新潟県、新潟市、阿賀野市、三条市、燕市、十日町市、上越市、糸魚川市、湯沢町、関川村、粟島浦村

#### お気軽にご相談ください

新潟県居住支援協議会事務局  
 TEL 025-211-8665

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会  
 新潟県支部（信濃土地株式会社内）  
 〒951-8152  
 新潟市中央区信濃町3-10  
 [E-mail]  
[kyougikai@sinano-tochi.co.jp](mailto:kyougikai@sinano-tochi.co.jp)

新潟県 土木部都市局  
 都市政策課  
 TEL 025-280-5428



新潟県居住支援協議会HP

# 高齢者・障がい者などの 住まい探しのお手伝いをします。



## 新潟県居住支援協議会



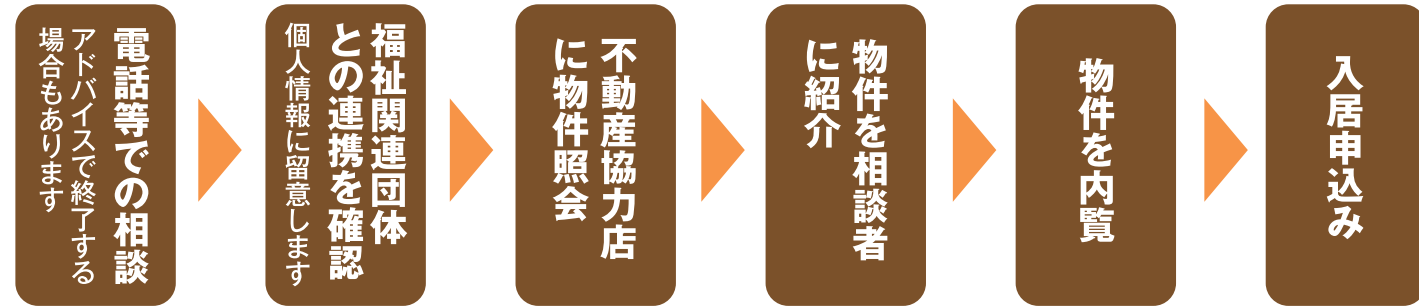
# 住まいをお探しの皆様へ

## ご相談ください。

### 住まいでお困りなら

「高齢者世帯」「障がいのある方」「低所得世帯」「子育て世帯」等が、転居などで賃貸住宅を探し当てるのが困難な場合に、専門の相談員のアドバイスや登録された不動産会社の協力を得て、直接物件探しをお手伝いします。

### 入居までの流れ



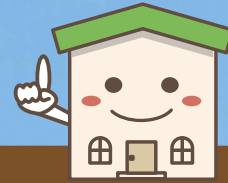
**☎025-211-8665**  
 毎週火曜日 午前10:00~12:00  
 午後 1:00~ 3:00  
 その他の曜日  
 も可能な限り  
 対応します。

### ポイント 先に相談書を書いておきましょう。

このパンフレットに挟み込まれている相談書には、相談の際にお聞きする内容がまとめられています。事前にご記入いただくと相談がスムーズに進みます。



記載が難しい場合は  
 直接お電話いただ  
 いても結構です。



70代男性、  
 介護保険制度  
 利用

### 相談事例 ① (連帯保証人がいないケース)

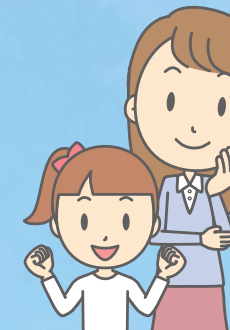
相談内容 (状況)	本人のケアマネージャーからの相談。 現在住んでいるアパートは家賃が高くて転居したいが、身内に連帯保証人になってくれる人がいないため、新しい物件を見つけられない。
対応	不動産協力店が持っている物件の中に、連帯保証人不要で緊急連絡先のみ確保できれば入居できるアパートがあったため、本人の知人から緊急連絡先になってもらった上でその物件に入居できた。
福祉等 との連携	転居先においても、これまでどおり、ホームヘルパーによる支援が継続的に提供されていくことを、本人、ホームヘルパー、家主等の関係者間で確認・共有した。



40代女性の  
 精神障がい者、  
 成年後見制度  
 利用

### 相談事例 ② (家主から退去を迫られたケース)

相談内容 (状況)	本人の成年後見人からの相談。 現在住んでいるアパートにおいて、本人による迷惑行為がたびたびみられたため、家主から退去を求められている。
対応	居住支援協議会の相談員が成年後見人から話を聞いたところ、現在は本人の状態も落ち着き、迷惑行為もみられていないことが確認できたため、理解のある不動産協力店から物件を紹介してもらい、転居できた。
福祉等 との連携	本人の状態が不安定になった時には成年後見人や相談支援事業所など福祉関係者から家主に対して早急に連絡を入れてもらうとともに、迷惑行為が生じないように本人の状態が落ち着く方法を医療機関含めた関係者で検討していくことを確認・共有した。



子どもを虐待して  
 いる夫との離婚を  
 準備している妻  
 からの相談

### 相談事例 ③ (配偶者と別居を準備しているケース)

相談内容 (状況)	夫が子どものことを虐待しているため、離婚の準備をすすめている。夫が仕事に行っている間に引っ越しを済ませたい。
対応	緊急性の高い状況であることを理解した不動産協力店の紹介により、子どもが通っている小学校区内にあるアパートに転居できた。
福祉等 との連携	行政や弁護士、警察等にも相談し、転居先の住まいを夫に知られないようにするとともに、子どもと妻の安全が守られるように対応していくことを関係者間で確認・共有した。

## 関連団体と協力して入居をお手伝いします。

### 福祉関連団体との連携

住まい探しのご相談の際には、連携している福祉関連団体がお手伝いさせて頂く場合があります。福祉関連団体に関わることで家主の安心感が増し、入居に向けた相談をより円滑に進めることができます。(個人情報の取扱いには十分配慮いたします。)

- 連携をしている福祉関連団体の主な例
- 市町村行政 (保護課、高齢福祉課、障害福祉課など)
  - 市町村社会福祉協議会 ●地域包括支援センター
  - 障がい者相談支援事業所・基幹相談支援センター
  - 福祉施設 ●医療機関 (精神科など)
  - パーソナル・サポート・センター ●NPO法人 等

### 不動産協力店のサポート

物件探しや内覧、家主との調整などは、居住支援協議会に登録された不動産協力店がお手伝いします。(2019年1月現在、55社が登録されています。)



## 住まいの資産活用をお考えの方へ

### 空き家・住み替えに伴う住宅資産活用を提案します。

新潟県居住支援協議会の新潟県住宅供給公社では、空き家や住み替えに伴う住宅資産の活用など土地や建物でお困りの方へ有効な活用方法を提案します。

- 相続した空き家の有効活用を提案します。
- 住み替えに伴う現在お住みの住宅の有効活用を提案します。

お気軽にご相談ください。  
**☎0120-109-854**